

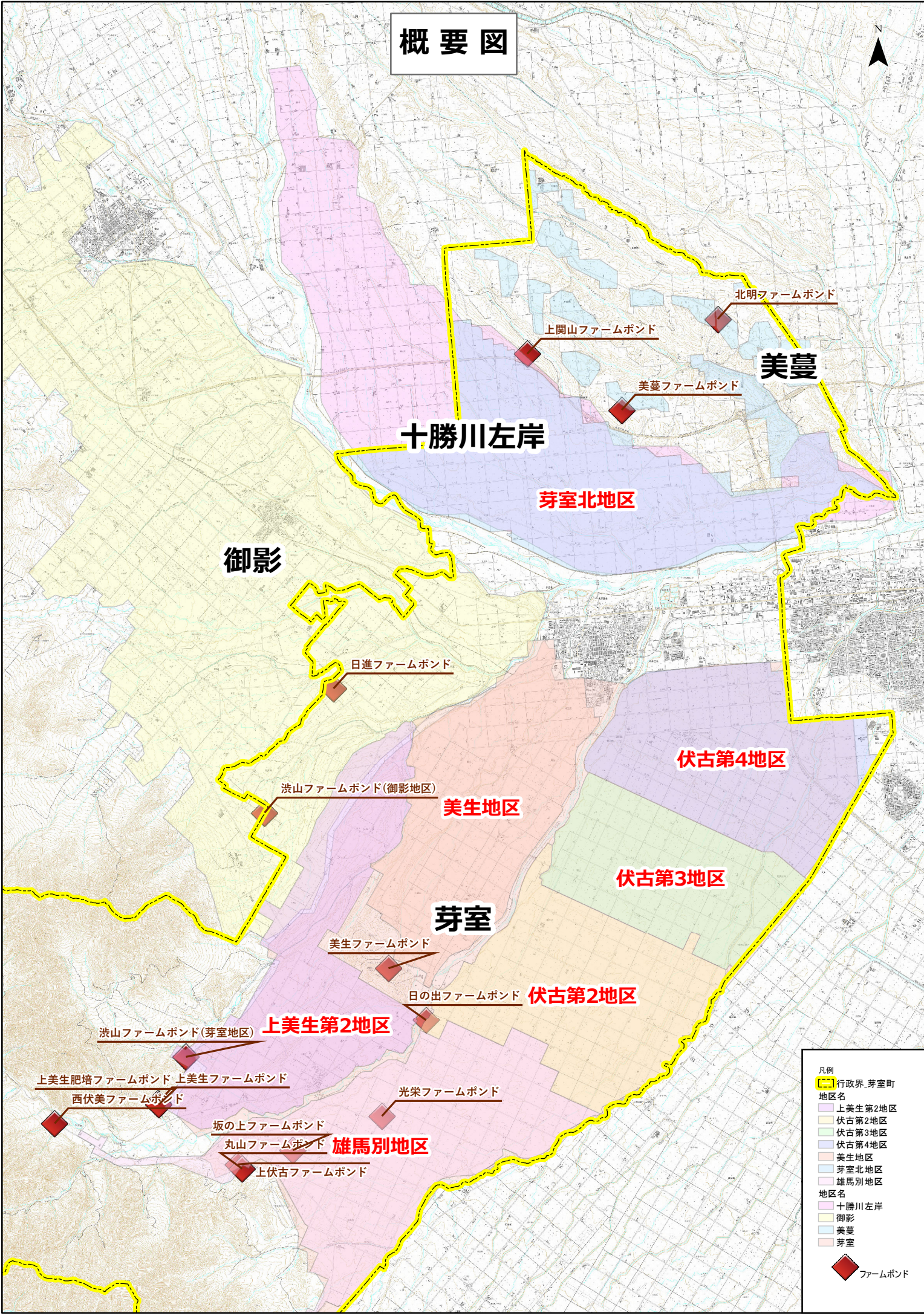
令和8年度 施行

畑地かんがい施設現場技術業務委託

(農 林 課 土 地 改 良 係)

公示用

概要図



- 凡例
- 行政界、芽室町
 - 地区名
 - 上美生第2地区
 - 伏古第2地区
 - 伏古第3地区
 - 伏古第4地区
 - 美生地区
 - 芽室北地区
 - 雄馬別地区
 - 地区名
 - 十勝川左岸
 - 御影
 - 美蔓
 - 芽室
 - ファームpond



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

畑地かんがい施設現場技術業務

芽室地区

畑地かんがい施設現場技術業務委託

金抜き設計書

(当初)

事業名	畑地かんがい施設現場技術業務 芽室地区
業務名	畑地かんがい施設現場技術業務委託

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単 - 1号 ***					
	技術員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技術員			冬期補正:なし 超勤時間:0.0	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	
	1)労務コード_ 2)労務単価算定区分	基(D3)				
	技術員	1.000	人			
	合計					算出数量 1.000 人
	単価		人			
	*** S単 - 2号 ***					
	技師(A)		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技師(A)			冬期補正:なし 超勤時間:0.0	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	
	1)労務コード_ 2)労務単価算定区分	基(D3)				
	技師(A)	1.000	人			
	合計					算出数量 1.000 人
	単価		人			
	*** S単 - 3号 ***					
	ライトバン運転経費		往復		1.000 往復	歩A 当たり算出
	ライトバン運転経費 4 L < 25km			冬期補正:なし 超勤時間:0.0	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	
	1)ライトバン行程(往復)区分 2)打合せ時間	4 L < 25km 0.0時間				
	ライトバン 二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5 L	0.400	時間			
	ライトバン 二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5 L	1.000	日			
	ガソリン レギュラー 無鉛	1.100	L			
	合計					算出数量 1.000 往復
	単価		往復			

畑地かんがい施設現場技術業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本業務は、契約書及び土地改良事業等における発注者支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。また、本業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく業務であるため、契約書、共通仕様書、特記仕様書に記載されていない事項については、「発注者支援業務（監督支援業務）民間競争入札実施要項 令和7年12月」より実施しなければならない。

第2条 業務目的

本業務は、芽室町管内における農林水利施設である畑地かんがい施設の経年劣化による破損や漏水などの不具合による現地確認、修繕発注などに関する業務の一部及びファームポンド等の点検など職員の補助を行うものであり、かんがい用水利用者へのサービス向上を目的とする業務である。

第3条 担当技術者の業務場所への配置日

本業務は、担当技術者を令和8年5月7日からの配置として積算しているが、業務契約後に、発注者との協議により配置日を変更した場合には、設計変更の対象とする。

第4条 管理技術者及び担当技術者の資格等

1 管理技術者及び担当技術者の資格等

職 階 資 格 等

管理技術者

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士：総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）
- ・技術士：農業部門（農業土木又は農業農村工学）
- ・1級土木施工管理技士
- ・農業土木技術管理士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）、公共工物品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ・RCCM（シビルコンサルティング マネージャー）又はRCCMと同等の能力を有する者（※2）
（技術士部門と同様の部門に限る）

担当技術者

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士：総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）
- ・技術士：農業部門（農業土木又は農業農村工学）
- ・技術士補：農業部門（農業土木又は農業農村工学）
- ・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補

- ・ 2級土木施工管理技士
- ・ 農業土木技術管理士
- ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会 1 級土木技術者又は土木学会 2 級土木技術者
- ・ (一社) 全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者 (I)、公共工物品質確保技術者 (II) 又は発注者が認めた同等の資格を有する者(※ 1)
- ・ RCCM (シビルコンサルティング マネージャー) 又は RCCM と同等の能力を有する者 (※ 2) (技術士部門と同様の部門に限る)
- ・ 「予定管理技術者に必要とされる同種 (※ 3) 又は類似業務 (※ 4) の実績」と同様の実務経験が 1 年以上の者又は、大学卒業後 5 年 (短大・高専卒業後 8 年、高校卒業後 11 年) 以上の当該業務部門の実務経験を有する者 (※ 5)
- ・ 国営土地改良事業関係の技術的行政経験 (※ 6) を 5 年以上有する者

※ 1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

・ 各地方農政局 (沖縄総合事務局含む) 管内における農業農村整備事業工事等の品質確保に関する協議会が認定した発注者支援業務技術者

※ 2 「RCCM と同等の能力を有する者」とは、RCCM 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※ 3 「同種業務」とは、国、特殊法人等 (注 1) 地方公共団体 (注 2)、地方公社 (注 3)、公益法人 (注 4) 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業 (注 5) が発注した土木工事に関する発注者支援業務 (注 6) (類する業務を含む。)、公物管理補助業務 (注 7) (類する業務を含む。)、国営土地改良事業等で発注した農業土木設計における構想・基本・実施設計業務

※ 4 「類似業務」とは、①をいう。

※ 5 複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1 年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。また、当該業務部門とは、AGRIS 業務分類 (コード) 表における分類と同一の業務を言う。

※ 6 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等 (注 1) で職員として従事したことをいう。

① 国、特殊法人等 (注 1)、地方公共団体 (注 2)、地方公社 (注 3)、公益法人 (注 4) 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業 (注 5) が発注した CM 業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務、都道府県営土地改良事業等で発注した農業土木設計における構想・基本・実施設計

(注 1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、首都高速道路(株)、新関西国際空港(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本

高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

（注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

（注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

（注4）公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

（注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

（注6）発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務及び工事計画関係業務、事業支援業務等に該当する業務をいう。

（注7）公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務等に該当する業務をいう。

2 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の

受注者と直接的雇用関係がなければならない。

3 本業務の管理技術者は平成 23 年度以降に完了した同種（前記※3）又は類似業務（前記※4）において、1 件以上の実績を有すること。また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

4 本業務の担当技術者は、本業務履行期間中に工期のある帯広開発建設部の発注する工事に参加している者から出向・派遣された者又はその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者から出向・派遣された者であってはならない。合わせて、手持ち業務がないこと。

発注工事に参加とは、当該業務の対象工事を受注していること、当該業務の対象工事の下請け（測量、地質調査も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

① 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合

② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合

第 6 条 業務計画書

受注者は、共通仕様書第 1 0 1 0 条に基づき業務計画書を作成し、調査職員へ提出しなければならない

第 7 条 業務場所及び施設の使用

1 業務場所は、芽室町管内の農業水利施設である別添図面のとおりとする。

2 業務場所は、芽室町内を基本とするが、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、テレワークに要する費用は、受注者の負担とする。

第 8 条 本業務の業務範囲

1 本業務の業務範囲は共通仕様書第 2 編第 2 0 0 2 条に規定する業務内容を標準とする。

3 本業務の担当技術者は、本特記仕様書第 1 5 条 2 項に示すソフトウェアを使用し、本業務内容の実施が基本的に可能な者であること。

第 9 条 適用する図書

本業務の実施にあたっては、次に掲げる図書等の最新版を整備し、熟知した上で業務を実施しなければならない。

名 称

北海道開発局土木工事監督実務要覧

北海道開発局請負工事監督技術基準

工事請負契約における設計変更ガイドライン [北海道開発局版]

工事一時中止に係るガイドライン（案）〔北海道開発局版〕
工事検査技術マニュアル〔北海道開発局〕
土木工事書類作成マニュアル（案）〔北海道開発局〕 R7.2
農業土木工事仕様書〔北海道開発局〕
土地改良工事積算基準（土木工事）〔農林水産省農村振興局整備部設計課〕
土木請負工事 工事費積算要領の農業土木工事における細部運用〔北海道開発局農業水産部〕
国土交通省土木工事標準積算基準書
情報化施工技術の活用ガイドライン〔農林水産省農村振興局整備部設計課〕
土地改良工事数量算出要領（案）〔農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室〕
電子化図面データの作成要領（案）〔農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室〕
建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)〔国土交通省 大臣官房技術調査課〕
建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)
〔国土交通省 大臣官房技術調査課〕
土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン〔国土交通省〕R7.3

第10条 業務打合せ

1 業務着手時及び業務完了時に、管理技術者は調査職員と業務の全体計画等について打合せを行うこと。

2 業務の打合せは、3回を計上している。なお、打合せ場所は、芽室町役場とする。

第11条 管理技術者の宿泊費・宿泊手当

管理技術者の宿泊費・宿泊手当に要する費用については、計上していない。

第12条 担当技術者が滞在して業務を行う場合の滞在費の取り扱い

本業務において、担当技術者は通勤して業務を行う積算をしており滞在費は計上していない。

第13条 パソコン等について

1 本業務で使用するパソコン等については受注者で用意し、担当技術者に持参させるものとする。なお、担当技術者が持参するパソコン等の動作環境については、担当職員と協議するものとする。

2 その他の機器、ソフト等の導入については、担当職員と協議のうえ、その使用について決定するものとする。

第14条 その他

1 担当技術者の人工は日数の清算を行い設計変更することとし、作業に従事した報告を担当職員と報告様式について協議の上、報告すること。

2 本業務の旅費及び交通費の起算点は、管理技術者及び担当技術者ともに芽室町として積算しており、業務の実態により精算し、設計変更の対象とする。

第15条 業務実施中の情報共有

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月）に基づき実施すること。
- 2 受注者は、本業務で使用する水土里情報システムにて担当職員と協議し情報共有化を図ることとする。
- 3 詳細については、担当職員と協議すること。